平成２５年（フ）第２３７号
千葉県八街市東吉田514番地５
債務者　勝村　美波
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４５号
千葉県八街市文違301番地1767
債務者　渡邉富美子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４８号
千葉県富里市根木名989番地５
債務者　舟越　未羽
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２５１号
千葉県成田市幸町1030番地14　藤江ハイツ203号
債務者　成瀬　史朗
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２５６号
千葉県印西市高花１丁目６番地９棟405号
債務者　江見　　清
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５２３号
名古屋市瑞穂区日向町４丁目14番地の３
債務者　宮嶋　和也
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８７６号
愛知県豊明市新栄町４丁目123番地　メゾン都Ｂ棟203号
債務者　秋丸シズ子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３号
岡山県総社市宿1222番地２
債務者　守安　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
愛知県安城市東栄町２丁目12番14号　マンション操401、前住所愛知県安城市里町池ノ浦36番地46
債務者　前田イチロウこと　マエダ　ジェルソン　イチロウ
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８６０号
東京都稲城市大丸1348番地パークアベニューＣＵ103号
債務者　川村登紀子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１５９９号
神奈川県横浜市中区扇町４―12　ニューミナト荘405、住民票上の住所神奈川県横浜市港南区芹が谷３丁目11―14
債務者　佐藤　好雄
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６００号
神奈川県横浜市栄区飯島町436―１
債務者　吉川　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６３４号
東京都板橋区大山西町58―９　アベニュー大山19―201
債務者　橘　　義英
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６５号
東京都町田市大蔵町265―12―105
債務者　菅野　泰正
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９４号
東京都足立区東和５丁目11―13―105
債務者　高橋　千春
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９９号
東京都板橋区宮本町32―５―105
債務者　佐藤　芳雄
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部